

大竹市乳幼児等医療費支給条例(平成13年大竹市条例第11号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、こどもに係る医療費の一部を助成することにより、こどもの疾病の早期発見と治療を促進し、及びこどもの成長に伴う経済的負担の軽減に資することで、こどもの健やかな育成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

2 この条例において「こども」とは、本市の区域内に住所を有する者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の被保険者のうち本市以外の市町村の区域内に住所を有することとなった者であって、同法第116条又は第116条の2の規定により、本市の区域内に住所を有するものとみなされるものを含む。)であって、出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

3 この条例において「世帯主等」とは、国民健康保険法の規定による世帯主、医療保険各法の被保険者(健康保険法の日雇特例被保険者を含む。)、組合員又は加入者であるものをいう。

(助成対象者)

第3条 この条例の規定により子ども医療費(第6条の規定により助成するものをいう。以下同じ。)の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) こどもが、国民健康保険法の規定による世帯主以外の被保険者又は医療保険各法の被扶養者(健康保険法の日雇特例被扶養者を含む。)の場合は、それぞれの法律に係る世帯主等
- (2) こどもであって、世帯主等であるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情があるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、助成対象者としなない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 国民健康保険法の被保険者のうち大竹市の区域内に住所を有することとなった者であって、国民健康保険法第116条又は第116条の2の規定により、大竹市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなされるもの(受給資格の認定)

第4条 子ども医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請し、あらかじめ受給資格について市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により認定をしたときは、当該受給資格者(以下「受給者」という。)に対して子ども医療費受給者証を交付するものとする。

(届出義務)

第5条 子ども医療費受給者証の交付を受けた受給者は、前条第1項の規定による申請の内容に変更があったときはその日から14日以内に、市長に届け出なければならない。

(助成の額)

第6条 子ども医療費の助成は、こどもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は医療保険各法の規定による医療に関する給付(以下「保険給付」という。)が行われた場合において、当該保険給付の額(国民健康保険法又は医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときに行うものとし、その満たない額から次に掲げる額を控除した額を助成する。

- (1) 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合には、国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付相当額
- (2) 入院時食事療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費の給付に関する食事療養標準負担額に相当する額
- (3) 次条の規定による一部負担金相当額

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(一部負担金)

第7条 受給者は、こどもが健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)において医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等ごとに1日につき500円(国民健康保険法若しくは医療保険各法の規定による一部負

担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が500円に満たない場合は当該満たない額。第4項において同じ。)を、一部負担金として支払うものとする。ただし、こどもが保険医療機関において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方箋により保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。

2 受給者は、こどもが同一の月に同一の保険医療機関等において次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める回数の前項の一部負担金の支払を行ったときは、前項の規定にかかわらず、前項の一部負担金は、その月のその後の期間内は当該保険医療機関等において支払うことを要しない。

(1) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合 14回

(2) 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合 4回

3 同一の保険医療機関等において歯科診療及び歯科診療以外の診療を受けた場合における第1項及び前項の規定の適用については、それぞれ別の保険医療機関等で医療を受けたものとみなす。

4 受給者は、こどもが柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師による施術(国民健康保険法及び医療保険各法の保険対象となる施術をいう。)を受けたときは、施術所ごとに1日につき500円を、第1項の一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月に同一の施術所において第1項の一部負担金の支払を4回行ったときは、その月のその後の期間内は当該施術所において一部負担金を支払うことを要しない。

(助成の方法)

第8条 市長は、こどもが保険給付を受けた場合は、こども医療費として受給者に助成すべき額の限度において、当該保険医療機関等又は当該施術所に対し、これらの機関等に支払うべき費用を受給者に代わり、これらの機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し、こども医療費の助成があったものとみなす。

3 市長は、県外等での保険給付を受けた場合その他やむを得ない場合により、受給者が前条に規定する一部負担金を支払ったときは、受給者の申請に基づき、当該一部負担金の額に相当する額を助成することができる。

4 前項の規定による申請は、こどもが保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して5年以内に行うものとする。

(こども医療費の助成の制限等)

第9条 受給者がこどもの疾病又は負傷に関し損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうちこども医療費の助成額に相当する給付があると認められるときは、その額の限度においてこども医療費の助成額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したこども医療費の助成額に相当する金額を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正な手段によりこども医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該こども医療費の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第10条 こども医療費の助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による受給資格の認定及びこども医療費受給者証の交付に関し必要な申請、手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に受けた国民健康保険法又は医療保険各法の規定による医療に関する給付に係るこの条例による改正前の大竹市乳幼児等医療費支給条例による乳幼児等医療費の支給については、なお従前の例による。

(大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

4 大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年大竹市条例第24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略